

平田小学校いじめ防止基本方針



令和7年3月改定

岩国市立平田小学校

目 次

はじめに

第1 いじめの基本的な考え方について

1 いじめとは

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの構造、特徴
- (3) 重大事態

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

- (1) 市教委、各関係機関、学校、家庭、地域総がかりの取組の推進
- (2) 対応の視点
- (3) 学校における基本姿勢

3 いじめ防止のために学校が果たすべき役割

- (1) 校内体制づくりと校内研修の推進
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- (3) 「いじめ対策委員会」の設置
- (4) 豊かな心を育む教育の推進
- (5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

第2 いじめ防止・根絶に向けた具体的な取組について

1 いじめの未然防止（いじめの予防）

- (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
- (2) 全ての教育活動を通じた取組
- (3) 「いじめ対策委員会」の取組
- (4) 家庭、地域、関係機関との連携

2 いじめの認知について（把握しにくいいじめの発見）

- (1) 早期発見のための体制づくり
- (2) いじめの早期発見のための具体的な方法
- (3) 家庭・地域・関係機関との連携

3 早期対応（現に起こっているいじめの対応）

- (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
- (2) 対応する上での留意点
- (3) インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応
- (4) 教育相談のあり方
- (5) 保護者との連携

4 いじめの解消について

5 重大事態への対処

- (1) 重大事態の判断について
- (2) 重大事態への対応について
- (3) 調査委員会の設置（調査の主体が学校の場合）
- (4) 重大事態の調査（調査の主体が学校の場合）
- (5) 調査の主体が設置者の場合
- (6) 自殺等の背景調査
- (7) 再調査について
- (8) 留意すべき事項

はじめに

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、児童等の尊厳を保持するために、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」が施行された。

さらに、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」には、各校が法により義務付けられているいじめ対策として、以下の3点が示されている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①いじめ防止のための基本方針の策定と見直し②いじめ防止のための実効性のある組織の構築③未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと |
|---|

本校においても、「平田小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定し、定期的に見直しを行ってきた。そこで今年度は、各校における生徒指導対応の基盤である生徒指導提要の改定に合わせて、学校基本方針の見直しを全面的に行うことにした。

また、「いじめ防止のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」については、平成29年度に策定されているが、その趣旨も踏まえ、学校基本方針の見直し行うこととした。実効性のあるいじめ対策の指針となる学校基本方針とするために、不断の改善を行うものである。

第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「法」第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。いじめには、多様な様態があることを鑑み、法の対象となるいじめか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努めることが必要である。

(2) いじめの構造・特徴

- ① いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識を持つことが重要である。

○いじめる児童生徒といじめられる児童生徒は、入れ替わりながら被害も加害も経験していくことがよくある。

※国立教育政策研究所の追跡調査では、義務教育の9年間において、いじめられた経験のある生徒は9割あり、いじめた経験のある生徒も9割あると報告されている。

○暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく、ていねいに対応することが重要である。

- ② いじめは「四層構造」になっている場合が多い。

- ・いじめを受けている児童
- ・いじめを行っている児童
- ・いじめを周りではやし立てている児童（悪意を持った観衆）
- ・いじめを見て見ぬふりをしている児童（傍観者）

※いじめを個だけで判断することなく、常に集団を意識することで、クラス全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが重要である。

(3) 重大事態

○次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

- 一) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（以下「1号事案」という）
- 二) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。（以下「2号事案」という）

○学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、躊躇なく必要な対応を迅速かつ的確に行う。

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

(1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

○いじめの問題への対応は、人間社会から**差別や偏見等を一掃**することにつながる。

○安心、安全な社会づくりに寄与するためにも、市・学校・家庭・地域が総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

※岩国市が定める3年間を1サイクルとした「岩国市いじめ問題対応サイクルプラン」に合わせ、小中一貫教育の強みを生かしたいじめ対策を行う。

(2) 対応の視点

○いじめは、「ぜったいに許されない・許さない」「どの子どもにも起こりうる」という認識のもと、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

① 未然防止	: いじめの予防
② 早期発見	: 把握しにくいいじめへの対応
③ 早期対応	: 現に起こっているいじめへの対応
④ 重大事態への対応	: 生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応

(3) 学校における基本姿勢（「2軸3類4層」によるいじめ対策）

新生徒指導提要の基本姿勢の一つである「2軸3類4層」を踏まえた本校生徒指導基本方針を今年度策定した。特に、新生徒指導提要に定められている4層と本校の基本方針をリンクさせることで、重層的な支援が可能となるようにした。

【令和5年度平田小学校生徒指導全体計画】

（発達支援的生徒指導）

- ・教師と児童および児童相互の人間関係を深める。

（課題未然防止教育）

- ・学習、生活環境を自ら高める意識の高揚を図る。

（課題早期発見対応）

- ・自分の身を守り、人を傷つけない生活態度を身につけさせる。

（困難課題対応的生徒指導）

- ・生徒指導上の課題に対する早期発見、早期対応の体制を構築する。

この生徒指導基本方針を踏まえて、学校における基本姿勢を以下に示す。

- ① いじめは、「未然防止」の取組がきわめて重要であり、道徳教育や人権教育、その他健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。

- ② 「現にいじめがあるのではないか」との**危機意識**を持ちながら、早期発見・早期対応に努める。

※週一アンケートのみで、いじめの有無を判断することなく、行動観察や人間関係の変調など多面的に状況を把握するとともに、学年部やスクールカウンセラー等により多角的に見とる。

- ③ いったん、いじめであると認知された場合は、**全校体制**で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消されるまで粘り強く対応する。

※いじめが疑われる行為を教職員が把握した場合には、いじめの判断を個人で行うことなく、校内いじめ対策委員会で協議し、いじめであるか否かを判断する。

3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

(1) 校内研修の推進と校内体制づくり

- ① いじめは**重大な人権侵害**であるとの認識のもと、いじめの正しい理解の周知・啓発、未然防止、対応等、教職員の資質の向上に向けた研修を行う。
- ② 生徒指導主任を中心とした校内体制を構築し、相談窓口の周知、多様な専門家の活用、関係機関と連携した取組等の支援体制を充実させる。
- ③ インターネットやスマホ等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）に対して、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザーや少年安全サポーター、所轄警察署など関係機関の指導・助言、相談等を得ることができるような体制づくりを行う。
- ④ 重大事態への対応など、必要に応じて調査委員会を設置することができる体制づくりを行う。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定と改訂

○いじめ防止の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、本校いじめ防止基本方針を策定し、学校ホームページや学校だより等を活用して、広く周知を図る。また、年度ごとに改定を行う。

(3) 「いじめ対策委員会」の設置

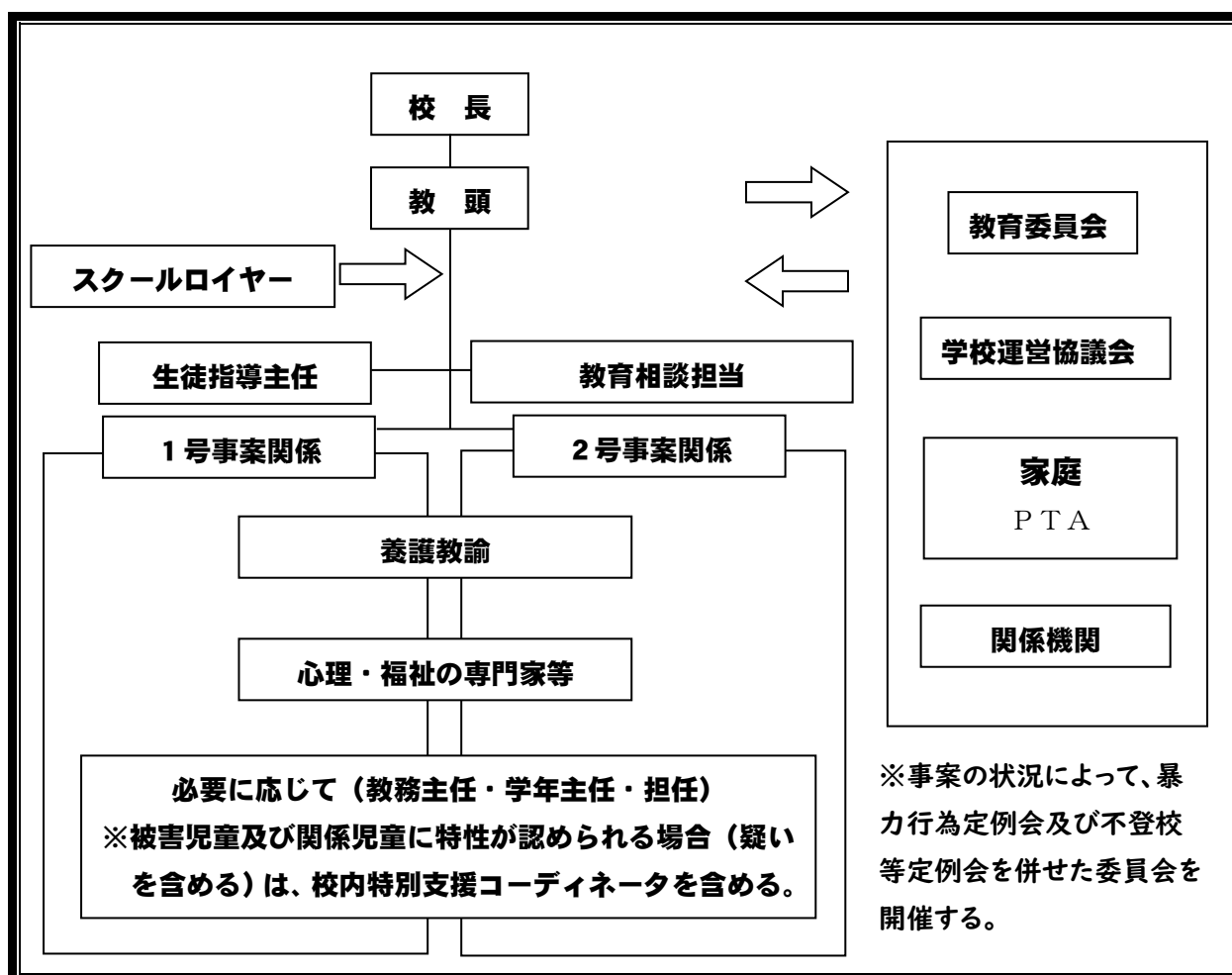
○名称 平田小学校いじめ防止対策会議

○構成 校長 教頭 生徒指導主任 教育相談担当 養護教諭 及び 必要に応じて、スクールカウンセラー（以下「SC」）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）

○設置回数 定例会：専門家を交えた定例会（学期に1回以上）

※緊急の場合には、即時開催する。

平田小学校いじめ対策委員会の組織図



(4) 豊かな心を育む教育の推進

① 学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実

道徳の時間を中心に教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る中で思いやりの心、他人の心の痛みの分かる児童の育成を行っていく。道徳教育を行う上で留意したいことは体験的な活動を重視し、単なる理解に終わることなく、実践的な態度を身につけさせていきたい。いじめを見て見ぬふりをする傍観者をつくらないようにし、いじめを許さない雰囲気を出し、学校全体に行き渡らせるために、「考え議論する道徳」を通して、実践的な態度、実践力を持った児童を育成することは極めて重要なことである。

② 規範意識の醸成に向けた取組

いじめが起こる要因の一つに学級あるいは学校の規範意識の欠如が考えられる。いじめを未然に防ぐためにも児童の規範意識を醸成することは極めて重要なことである。そのため、「学校のきまり」「学級のきまり」について、各学年の発達段階に応じて重点的かつ具体的な取組を行っていく。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ① 学級担任が児童と向かい合いふれ合うことができる時間の確保に努める。教員が児童の状況を可能な限り見取ることができるよう、業務改善を図る。

そのために、各分掌文書の一括管理や提案文章・連絡事項等をデータ化する。また、会議の効率化や削減を推進していったり、事務の共同実施を活用して学年事務の軽減を図ったりする。

② 多様な専門家や関係機関との連携の推進を図る。

S CやS S Wを配置し、心理や福祉に関する連携はもとより、児童相談所、市こども家庭課、警察等の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等の取組の充実を図る。

③ 校種間連携の促進

いじめ対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であるため、校種間連携の促進に一層努める。具体的には、一中一小の強みを生かした中学校との連携（小学校時代のいじめや人間関係の的確な共有）に努める。

第2 いじめ防止・根絶に向けた具体的な取組

1 未然防止（いじめの予防）に向けた取組

（1）生徒指導・教育相談の充実・強化

いじめの問題を解消するためには、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。

ア 教職員の資質能力の向上

○いじめ問題に関する校内研修を積極的に実施する。校内研修を実施するにあたっては、実際に起きた事例をもとに**臨場感のある研修**を行う。そして、すべての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解する。さらに、日常的に児童の情報や指導内容について、教職員間で共有することにより、児童理解や生徒指導対応力の底上げを図る。

○教職員自身が人権意識を高め、豊かな人権感覚をもつことによって、体罰や言葉による暴力を絶対に行わないようにする。

イ 教育相談委員会・就学指導委員会の充実

○各学年の配慮を要する児童についての対応の仕方等の共通理解を図るとともに、いじめの有無について協議する。また、その対応については、**全校体制**で臨む。

ウ 教育相談体制の充実

○教育相談担当教諭を中心に管理職、養護教諭を含めた**全教職員**が当たる。S Cを定期的に招いて配慮の要する児童の心理状況や改善策を協議する。また、教育相談部会にS S Wが参加することで、より具体的な支援につなげていく。いずれにしても、専門家によるアセスメントをもとに、支援内容を検討することにより、支援のあり方を改善していく。

エ 児童の行動観察

○授業中はもちろんのこと、給食時、昼休み中、清掃活動、放課後など、できるだけ児童とのふれあいの機会を増やし、その様子を観察するとともに教職員間で情報を共有する。さらに、適宜保護者へ情報を提供することで連携を図り、**信頼関係を構築**する。

オ 児童の心の理解

○日記、週1回の生活アンケート調査、学習ノート等を通して、児童の心の状態を把握する。また、県教委作成の生活アンケートである「Fit」を活用する。（「児童を知る会」の効果的な活用）

カ 家庭・地域社会との連携

○平田小だより、各学年からのたよりを毎月1回発行、またHP等によって、学校の様子、子どもたちの様子を家庭や地域に発信し、学校、家庭、地域が一体となった学校運営を行う。その内容として、いじめ防止に関わる内容を積極的に取り上げる。

キ いじめに関する相談体制の整備及び相談窓口の周知

○教育委員会が管轄している青少年課相談電話、ヤングテレホン岩国、県が実施している24時間体制での「24時間子どもSOSダイヤル」による電話相談や山口総合支援センターにおける教育相談等の充実を図るとともに、様々な相談窓口を所管する各団体等との連携による支援体制の強化及び相談窓口の広報・周知を図る。

（2）学校教育活動全体を通した取組

- ① 児童の自治的な児童会活動、学級活動等を通して他者の考えを尊重しながら、自分の考えを発信し合える支持的風土の醸成を目指す。
- ② 様々な体験活動を通して、児童が魅力を感じ楽しい学校になるように思いやりの心や協調性、忍耐力などを身につけさせるとともに、集団の中での絆づくりや居場所づくりに努める。

ア 各教科・総合的な学習の時間

○「分かる・できる」授業を目指す。学校生活の大半は授業であることから、子どもたちの「分かる喜び」「学ぶ楽しさ」を実感できるような授業を行うことが何より大切である。また、学習形態の工夫により子どもたちの考えや意見を授業の中で大切に扱い、個々の考えや思いを生かすことによって、子どもたちに自己有用感を感じさせていきたい。よく分かる授業、学ぶことが楽しいと感じる授業は、子どもたちに学校での絆づくりや居場所づくりを行うことに結びつくと考えられる。総合的な学習の時間においては、グループを多用した調べ学習を行う中で、**自分もみんなの役に立っている**、という自己有用感をもたせる指導を展開して行く。

イ 道徳

○命の大切さを感じさせる題材を取り扱い、自分の命も他人の命もかけがえのないものであり大切にしていかなければならないことを感じさせる指導を行う。

- 7 -

○道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や実践的な態度を育てる。いじめは頭の中で悪い、ということは分かっている、止めることができず傍観者になってしまうことが多い。そこで、「考え、議論する道徳」を基盤としながら、体験的な学習を多く取り入れていくことによって、**道徳的实践力、実行**

- 7 -

力を養っていききたい。いじめを見たときに、傍観者にならず、止める勇気を持つこと、止めることはできなくても誰かに相談することができる児童を育てる。

○学校や学級の実態に応じた題材を取り扱い、「いじめ」問題を考えさせる。

○豊かな情操と道徳心を培い、児童がいじめの問題を自分の事として捉え、考え、議論することにより、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、いじめに正面から向かいあうことができるよう、すべての教育活動をと通じた道徳教育の充実を図るとともに、県独自の体験学習法である AFPY や多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育む取り組みを推進する。

ウ 特別活動等

○様々な行事を行う中で、子どもたちに**主体性や協調性、創造性や忍耐力**をつけさせていきたい。みんなと協力して何かを成し遂げることの楽しさや達成感を味わわせることによって、友だちの意見を大切にする心や助け合うことのすばらしさを体感させていきたい。

○行事を行う中で、「自分もみんなの役に立っている」という**自己有用感**や「自分はみんなから大切にされている」という**自尊感情**を醸成する。

○児童会における委員会活動でのいじめ防止の取組
いじめ撲滅キャンペーン、いじめ撲滅宣言など

エ その他、心の教育・命を大切にする教育を推進

○外部人材を招いての人権教育

○職場体験（養護老人ホームでのお年寄りとのふれあい学習） 等

○全校集会等における校長の講話（命の大切さ・いじめの撲滅等）

○市教委が定める「岩国市いじめ問題対策サイクルプラン」にそった全市的な取組を推進する

（３）「いじめ対策委員会」による組織的な取組

① 生徒指導主任を中心として、管理職と情報を共有しながら、児童に関わる情報を収集する。その上で、いじめが疑われる事案については、個人で判断せずに、組織で検討を行う。

② いじめにかかわらず、様々な問題行動に対して緊急性がある場合はすぐに臨時会議を開き**素早い対応**ができるようにしている。必要があれば、SCやSSW等の専門家、市教委青少年課、児童相談所等の関係機関との連携を行う体制が整っている。

（４）家庭・地域との連携

① いじめ問題については、学校だけでは十分把握できない部分があることから、家庭や地域との連携のもとに協働して解決を図るようにする。そのためにも、学校運営協議会を活用して主任児童委員や民生委員への情報提供や情報収集を行う。

- ② 家庭や地域からいじめに関する情報が寄せられた時には、誠意ある迅速な対応を行う。

ア 保護者との連携

○日頃から、いじめの問題に対する学校としての姿勢を学級懇談会等、機会あるごとに示し、いじめに対する認識を深め、**協働して取り組む**ことができるようにする。

イ 地域社会との連携

○学校の様子や子どもたちの様子を学校だより（月 1 回発行）や学級だより、ホームページ等で家庭・地域に発信する。

○PTAはもとより、学校運営協議会、地域教育ネット、平田地区自治会、平田区民生委員会議等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組んで行く。

○日頃から市教委青少年課、児童相談所等の関係機関と連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

2 いじめの認知について（把握しにくいいじめへの対応）

（1）早期発見のための体制

○いじめを次の3つのレベルに分類し、いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげる。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

- ・学級担任だけでなく、生徒指導主任、教育相談担当、学年主任、養護教諭、特別支援教育支援員、非常勤講師、SCやSSW等との連携を密にする。
- ・管理職、生徒指導主任、教育相談担当教員、養護教諭、事務職員等、全ての教職員がかかわる連携体制を確立して日頃から児童のきめの細かい行動観察を行う。
- ・学校評価、生活アンケート、日記等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを行う。生活アンケートについては、いじめを感じさせる内容があればすぐに対応する。また何も問題がないものも卒業後1年間保存する。

(2) 早期発見に向けた具体的な取組

- ① 児童や保護者、地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」と言った、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。
- ② 児童との信頼関係にもとづき、**絆や繋がりを深める「心の教育」**を推進し、指導の徹底を図る。
 - 担任教師の業務の見直しを行い、できるだけ子どもとふれ合う時間を増やす。
 - 日頃の行動観察や日記等の点検、生活アンケートを実施し、子どもの内面的変化を把握する。
 - いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して、児童が発するサインを鋭くキャッチする。特に、SNSによるいじめは深刻化する傾向が高いため、SNS上でのいじめに関する訴えがあった場合、迅速に対応するとともに、警察等の関係機関と早急に連携する。
 - 平素より、児童に寄り添い、どんな小さなことでも相談しやすい**許容的な環境作り**に努めるとともに、気軽に声かけをするようにする。
 - 1週間ごとに生活アンケート（いじめに関するアンケート）を行い、個別の教育相談を行う。教育相談室は、他の児童のことを気にすることなく落ち着いた雰囲気の中で相談できるよう留意する。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加できるようにするとともに相談があった場合には誠意をもって丁寧に対応する。
 - ・ 学校評価書の項目の達成状況を把握するために保護者アンケートを実施し、保護者の声を課題把握とその改善に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
 - ・ 地域にある商店やコンビニエンス・ストア、自動販売機の周辺等、児童がよく立ち寄る場所については、岩国市街頭補導活動、平田防犯パトロール隊等と連携して組織的な巡回指導等を行う。
 - ・ 地域行事に積極的に参加し、地域との連携の強化を図る。また、地域行事や各種の催し事などに児童の積極的な参加を促す。
 - ・ 学校運営協議会が基盤となり、保護者や地域との信頼関係を構築し、地域ぐるみでいじめの根絶を図る。

3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 学校いじめ対策委員会が情報を共有し、誠実・迅速かつ組織的な対応を行う。

- いじめ対策委員会にＳＣやＳＳＷ等の専門家を加え、早期解決に資する取組を実効的に行う。
- 必要に応じて、市教委青少年課、児童相談所、警察等の外部専門家の活用も行う。
- 全校体制でいじめの解消、根絶に向けた取組を推進する。
 - ・事実関係の確認＝いじめの疑いがあった（或いは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り調査等により、状況等の詳細を確認する。
- 早期対応の基本方針

「何事も『聞き取り』から」

いじめについての対応の始まりは、「聞き取り」である。その聞き取りが不十分であったり、不確かであったり、不適切であったりすることにより、初期対応に失敗し、児童や保護者の信頼関係がなくなり、長期化重篤化することが多い。

については、聞き取りの際には、以下の点に留意して、実施する。

【聞き取りを始める前に】

①管理職への第一報

ポイント１（迅速・確実な連絡）

- 第一報は、「巧遅より拙速」を優先する。

※第一報の不完全さ、不正確さを決してとがめてはならない。

- 分かっている範囲で、事実のみを伝える。（可能ならメモ添付）

※聞いてないことを憶測で答えない！（一番の初動のミスにつながる）

- 「情報は私物ではない」ことを全職員が認識する。

ポイント２（報告の内容）

- ５Ｗ１Ｈで報告する。

- ５Ｗ１Ｈの優先順位

- ①何があったのか（WHAT）
- ②誰が関係しているのか（WHO）
- ③いつ発生したのか（WHEN）
- ④どこで発生したのか（WHERE）
- ⑤なぜ起こったのか（WHY）
- ⑥現在どのような状況なのか（HOW）

②聞き取りの方針の決定

- 管理職を含めた関係者で情報を共有する。

※分かっていることと、不明な点を区別化する。

- 被害児童及び保護者の意向を尊重する。

- 「だれが」「誰に」「何を聞くのか」を確認する。

※聞き取りは２名体制を基本とする。

- 「いつ」「どこで」を聞き取るのか確認する。

- 聞き取った後、情報のすり合わせについて確認する。

③聞き取りの実施

- 加害とされる児童に対して、断定した聞き取りを行わない。
- ※加害児童への断定的な聞き取りが、児童や保護者の不信感につながり、その後の指導が困難となる場合がある。
- 聞き取りに際しては、**資料1**を参考に時系列に沿って、聞き取りを進める。
- 事実の聞き取りに終始する。
- ※聞き取りの際に、児童に対して、指導は行わない。
- サポートする教員は、時系列に沿ってメモを取るとともに、聞き取りを行う教職員に気づきがあれば、別の場所で伝える。

④聞き取り後

- 複数同時並行での聞き取りを行っている場合には、聞き取った内容のすり合わせを行い、ずれや不明な点を再度聞き取る。
- 聞き取り終了後、時系列にそって、情報を共有し、今後の対応を協議するとともに、関係保護者へ連絡を行う。

○早期対応の基本姿勢

- ・学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合にはほかの業務に優先して速やかに、「いじめ防止対策会議」を開き情報を共有し、対応について協議する。本校においては、生徒指導委員会を活用し、対応策について共通理解する。
- ・**いじめられている児童への対応**＝信頼関係にある教職員が担当し、「絶対にいじめから守る」ことを約束する。
- ・**いじている児童への対応**＝複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。対応に当たっては、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で当たる。
- ・**周囲の児童（観衆・傍観者）への対応**＝複数の教職員（該当学年教員等）が担当する
- ・**いじめられている児童の保護者への対応**＝学級担任が主に担当するが、必要に応じて管理職が誠意を持って対応する。対応に当たっては、いじめの**事実を隠すことなく伝え謝罪**する。今後はいじめの解消に向けて全校上げて取り組んで行くことを約束する。
- ・**いじている児童の保護者への対応**＝学級担任、管理職、生徒指導主任等の複数で対応する。対応に当たっては、いじめの事実を伝え、いじめは絶対に許されない行為であること、今後いじめの解消に向けて協力して取り組んで行くことを約束してもらう。
- ・必要に応じて、PTAや学校運営協議会等への働きかけを行う。地域等の対応は、校長、教頭が行う。
- ・市教委青少年課、関係機関と、迅速に連携する。校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

(2) 対応する上での留意点

① いじめられている児童への対応

- 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え、守ることを約束する。
- 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で自信を回復させ、精神を安定させていく。（加害者への対応やクラスへの指導については、被害児童及びその保護者の意向を尊重する）

② いじめている児童への指導

- 自分の行為（いじめ）によって、相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかについて認識させるよう促す。
- いじめは、いじめられた児童だけでなく、いじめられた児童の保護者やいじめた児童の保護者にも苦痛を与えたことを痛感させる。
- 「いじめは絶対に許さない」ということを毅然とした態度で伝え、今後は絶対に行わないことを約束させる。

③ 周りの児童（観衆・傍観者）への指導

- いじめをはやし立てている（観衆）への指導としては、いじめを行っている児童と同じであることを強く認識させる。
- いじめを見て見ぬふり（傍観者）をしている児童への指導＝いじめをみたら、勇気を持って止めるか、それができなくても教職員に知らせるように働きかけていく。いじめを報告してきた児童には、その勇気と正義感をたたえるようにする。また、秘密を厳守することを約束する。

④ アフターケア

- いったん「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめが完全になくなるまで十分注意しておく。（安易ないじめ解消としない）
- 関係児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応をしていく。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という）への対応

- インターネットやスマホ等を利用したいじめについての研修会を全教職員で行うとともに、児童や保護者を対象に、正しい利用方法や危険性についての指導を行う。
- インターネットやスマホ等でのいじめが発覚した場合は、専門家を加えて速やかに対応する。特に、SNS等におけるいじめについては、学校内外に拡散する可能性が高いため、警察等の関係機関と連携して迅速に対応する。

(4) 教育相談のあり方

- ① いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等

において、教育相談はきわめて重要であるとの認識のもとに、教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携した個別支援を行っていく。

② いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的、心理的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたＳＳＷによる保護者への個別支援について、積極的な活用を図る。

○いじめられている児童に対しては、精神的なつらさや苦しさに全面的に**共感し、寄り添う**。

○いじめている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、**毅然とした態度で指導**する。同時に、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を行う。

(５) 保護者との連携

○高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣやＳＳＷを活用する。

- ・ 特に、いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、ＳＳＷを活用する。
- ・ 解決のために、「学校で行うこと」、「家庭で行うこと」、「行政が担うべきこと」をはっきりさせ、保護者及び関係機関に対して、協力を求める。
- ・ いじめに関する保護者からの要望に対しては、真摯に向き合うとともに、保護者対応に苦慮する場合には、積極的にスクールロイヤー制度を活用する。

(６) 地域・関係機関との連携

① 学校と地域との連携

○開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。

○いじめに関する連絡・情報があつたときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。

② 学校と関係機関との連携

○いじめの早期解決のため、市教委青少年課や教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。

○平素より、市教委青少年課、児童相談所、所轄警察署等と連携をとり、必要に応じて協働して対応する。

４ いじめの解消について

いじめは、**単に謝罪をもって安易に解消とすることができない**。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の２つの要件が満たされている必要がある。

る。ただしこれらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断していく。

① いじめにかかわる行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも 3 ヶ月 を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。この期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保していく。「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担をふくむ対応を続けていく。また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性があることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく。

5 重大事態への対応（生命、身体、財産に重大な被害が生じたいじめへの対応）

（1）重大事態の判断について

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断し、以下のことが考えられる。

【1号事案】

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合（概ね1万円以上）
- 精神性の疾患を発症した場合 等

【2号事案】

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。但し、一定期間、連続して欠席している場合は、目安にかかわらず、迅速に調査を行い重大事態の判断を行う。

【児童・保護者からの訴え】

- 児童や保護者からいじめで重大事態に陥ったという申し立てがあったときには、「いじめの結果ではない」或いは「重大事態とは言えない」と考えられる場合でも、重大事態が発生したものとして調査・報告に当たる。

(2) 重大事態への対応

○重大事態ならびに重大事態につながりかねない事案、いじめ対応に係る保護者・本人対応に苦慮している事案は速やかに市教委へ報告・相談する。

2号事案については、7日以内に市教委に報告を行う。

※重大事態に係る報告については、市教委が示す重大事態発生報告書をもとに行う。**資料2**

○いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すために、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的な対応を検討する。

(3日以内に、全教職員からの聞き取りを実施する)

○いじめられている児童を守るため、毅然とした厳しい対応を行う。

○事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議を行い対応していく。

○1号事案に限らずいじめ重大については、必要な場合、警察に対して、情報共有を迅速に行う。また、関係機関との連携を図る。

(3) 調査委員会の設置（調査の主体が学校の場合）

○重大事態であると校内いじめ対策委員会が判断した時には、直ちに市教委へ報告する。報告を受けた市教委が学校を主体とした調査を行うと判断した際には、調査委員会を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

※学校は速やかに調査に必要な資料を準備する。**資料3**

○学校を主体とした調査委員会は、校内いじめ対策委員会を基本とするが、保護者の意向や市教委の指導により、弁護士等の参加を含め委員構成には柔軟に対応する。（被害児童及びその保護者の承認を得る）

(4) 重大事態の調査（調査の主体が学校の場合）

○校内いじめ防止対策会議が中心となり、市教委指導の下、全教職員体制で調査を行い、事実関係をできる限り明確にする。調査項目等を統一することで、教職員によって、内容の異なりがないように配慮する。

○調査の際には、被害児童及び保護者の意向を踏まえ、適切な専門家を加えるなど、調査の公平性と中立性を確保する。

○調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。また、調査の進捗状況に関する情報について、関係児童及び保護者に適宜提供する。

○調査結果（市教委が示す調査報告書**資料4**）を市教委へ報告する。なお、報告する前に、関係児童及び保護者に報告する。また、被害児童及びその保護者に対しては、再調査の有無を含めた保護者の意見書を添えることができることを伝える。

○プライバシーに配慮した上で、被害児童やその保護者の意向を踏まえ、保護者説明会等により、概要を説明するとともに、学校の安定化に向けて協力を依頼する。

(5) 調査の主体が設置者の場合

市教委の指導の下、学校が調査した資料等を提示するとともに、市教委が求める調査等を進め、期日までに提出する。（できる限りの調査協力）

(6) 自殺の背景調査について

- 児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 他の児童への影響が大きいため、ケアを含め、S C等専門家と連携しながら学校の安定化に向けた取組を計画的かつ組織的に実施する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的立場の調査委員会を設置する。
※保護者から調査を望まない意向があったとしても、できる限りの調査を行い、学校として再発の防止に努める。
- 報道への対応等が求められるため、校内の組織体制を整えるとともに、不適切な情報が、更なる混乱を招かないように、外部対応の窓口を管理職とする。

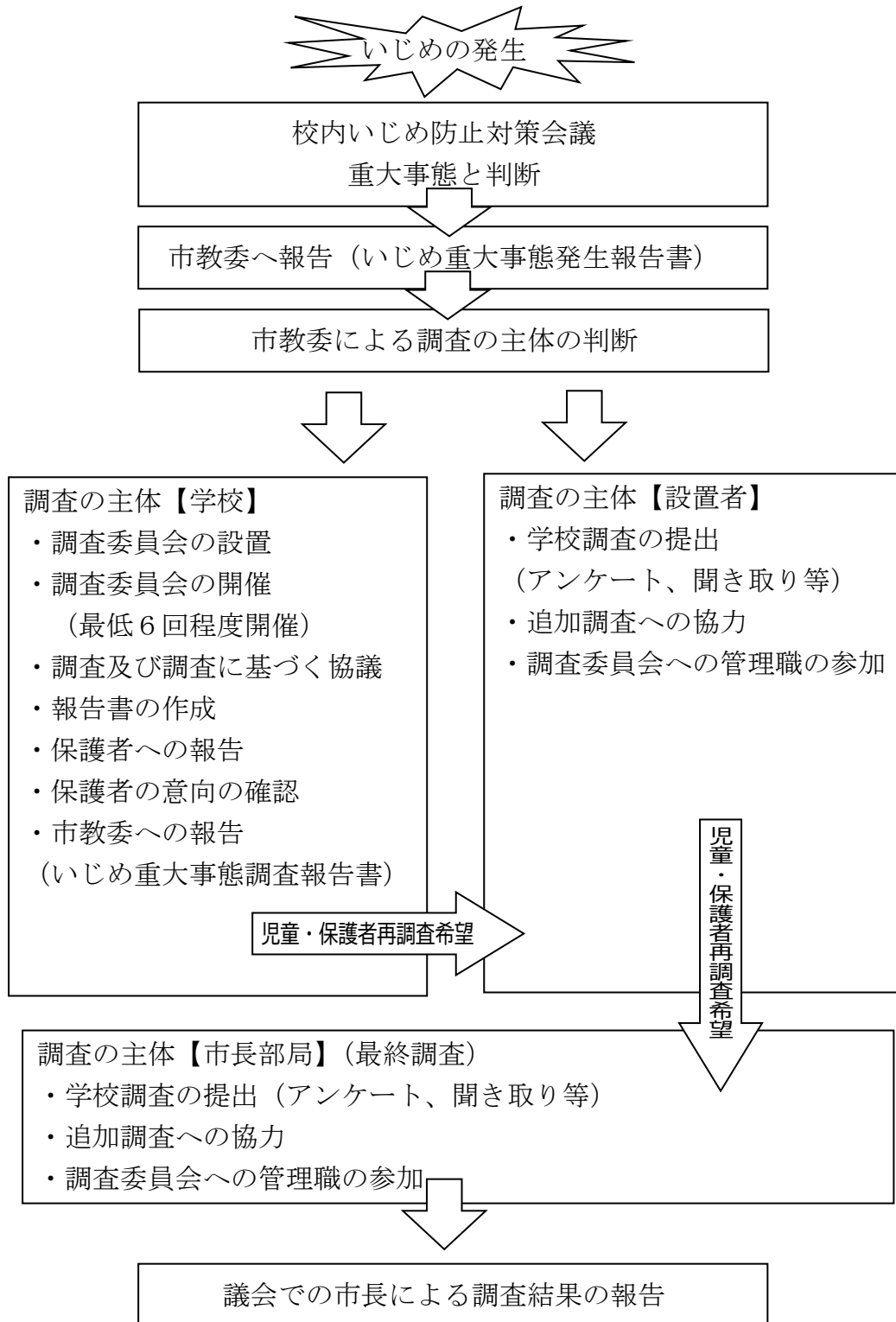
(7) 再調査について

- 設置者が行った調査に対して、再度の調査を児童及び保護者が希望した場合は、市長部局が調査を行い、その結果を市長が議会で報告する。市長部局が行う調査に対して、学校は全面的に協力する。
※学校が主体となった調査に対して児童及びその保護者が再調査を希望した場合は、設置者による調査となる。（岩国市の条例による）

(8) 留意すべき事項

- 専門家等による調査委員会への資料提供は積極的に行う。
- アンケート調査や児童への聴き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていく。
- 児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努める。

いじめ重大事態対応フローチャート



	被害児童	関りがあると思われる児童		
	○年○組 氏名	○年○組 氏名	○年○組 氏名	○年○組 氏名
○月○日 (○) 昼休み	・時系列にそって、事実を聞き取る。 ・すべてのことを一度に聞き取るのではなく、ある程度の時間のまとまりごとに聞き取りを行う。 ・金銭の授受があった場合には、誰から誰にどれだけの金額が渡ったのかを明記する。（強要の有無） ・SNS でのトラブルの場合は、訴えのあった時点で、問題となった文面や写真等保存を促す。（聞き取り表に、保存されているデータをもとに、SNS で送られた文面の内容を記載する）			
○月○日 (○) 放課後	・聞き取りが終了した時点で、聞き取った教職員が当該児童に確認を行い、間違いや付け加えないかを確認する。 ・聞き取りと確認が終わった時点で、他の児童の聞き取りを行った教職員と事実確認を行う。			
○月○日 (○) 下校後	・聞き取り内容に食い違いがある場合には、食い違っている点のみにしぼり、再度聞き取りを行う。 ・最終まで食い違う場合は、他の児童の聞き取り状況を踏まえて、いじめ防止対策会議で協議する。			

岩国市教育委員会教育長 様

岩国市立〇〇学校
校長

印

いじめの重大事態（疑い含む）発生報告書

1 重大事態（疑い含む）と認めた事由

☐第28条第1項第1号☐第28条第1項第2号

(認めた事由)

2 いじめを受けたとされる児童生徒

第 学年 組 (歳) (生年月日:)

氏名

保護者氏名 ※複数名の場合は追記すること

3 いじめを行ったとされる児童生徒

第 学年 組 (歳) (生年月日:)

氏名

保護者氏名 ※複数名の場合は追記すること

4 いじめが行われたと疑われる期間

R〇. 〇. 〇〇 ~ R〇. 〇. 〇〇

5 学校が本事案を認知した時期

R〇. 〇. 〇〇

6 事案の内容

○発生のきっかけ

○いじめの態様等

現在の状況

※いじめを受けたとされる児童生徒

※いじめを行ったとされる児童生徒

7 学校の指導経過等

8 いじめを受けたとされる児童生徒・保護者の意向

※岩国市教育委員会記入欄

受付日(担当課:職員名)	令和 年 月 日(青少年課:)
調査の主体	☐ 岩国市教育委員会 ☐ 学校

番号	関係資料名	該当児童	備考
1	被害児童の訴え及び保護者の意向	被害児童・保護者	時系列でまとめる
2	学校の対応及び指導の経緯		時系列でまとめる
3	いじめ重大事態発生報告書		市教委へ提出資料
4	関係児童の聞き取り表	被害児童・関係児童	資料 1
5	教職員からの聞き取り一覧	全教職員	認定後 3 日以内実施
6	関係児童の思い及び保護者の意向	関係児童・保護者	時系列でまとめる
7	週一アンケート	被害児童	被害児童の全てのアンケート
8	事案に係り実施したアンケート	全校・学年・クラス	アンケート対象は事案によって決定
9	アンケートにより実施した聞き取り一覧	全校・学年・クラス	聞き取り対象は事案によって決定
10	指導要録（様式 1）	被害児童・関係児童	中学校
11	指導要録（様式 2）	被害児童・関係児童	中学校
12	児童指導資料票	被害児童・関係児童	
13	個別の教育支援計画	被害児童・関係児童	支援計画がある児童
14	オレンジファイル	被害児童・関係児童	
15	出席簿	被害児童	2 号事案に限らず
必要があれば準備するもの（市教委からの要請等）			
	週一アンケート	関係児童	
	関係児童の日記	被害児童・関係児童	
	関係児童の作成物	被害児童・関係児童	自己紹介カード、学期のめあて
	通知表	被害児童・関係児童	

（ポイント）

- ・番号 1 については、児童や保護者の思いは、学校の対応や他の保護者からの情報提供により、目まぐるしく変化する。保護者の訴えに一喜一憂することなく、誠実に向き合う。（意向の変化を時系列でまとめておく）
- ・番号 2 については、学校の対応を記録する担当を 1 名決めておく。
- ・学校の判断のみで、資料提示を決定することなく、いじめ調査委員会の意向を尊重しながら、必要資料を準備する。

岩国市教育委員会教育長 様

岩国市立〇〇学校長 印

いじめ事案調査報告書

- 1 いじめを受けた児童生徒
第 学年 組 (歳) (生年月日:)
氏名
保護者氏名
※複数名の場合は追記すること
- 2 いじめを行った児童生徒
第 学年 組 (歳) (生年月日:)
氏名
保護者氏名
※複数名の場合は追記すること
- 3 いじめが行われた期間
R〇. 〇. 〇〇 ~ R〇. 〇. 〇〇
- 4 事案の背景(集団・人間関係の状況等)
- 5 調査の組織(調査委員の構成等)
- 6 調査日時・調査方法・場所・対象等
- 7 事実経過
- 8 被害の程度
- 9 いじめの認否
- 10 学校が行った指導措置等
- 11 関係機関が行った指導措置等
- 12 考察、今後の支援内容、再発防止対策等
- 13 その他の参考事項

